様式第4号（第4条関係）

児童会利用承認停止・取消通知書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会

教育長

承認している児童会の利用については、次の理由により、停止・取消ししますので通知します。

停止の場合　停止期間

停止理由

取消しの場合　取消日

取消理由

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。